

第14回 会社に損害を与えた従業員への損害賠償請求



お母さん
そこが知りたい！

ところで、今回の営業車両を1台廃車にするという損害について、従業員に弁償させることはできるのでしょうか？例えば給料から天引きするとか…？

可能です。ただし色々考慮する点がありますので、以下にご説明致します！

『会社に損害を与えた従業員への損害賠償請求について』

今回のように、従業員の業務執行中になされた加害行為(=営業車両を廃車にしたこと)により、会社が直接損害を被った場合は、会社は従業員に対して、債務不履行(民法415条)、または不法行為(709条)に基づき、**被った損害の全額の賠償を請求できる、というのが原則**です。

また、労基法16条では、損害賠償額を予定する契約は禁止していますが、現実生じた損害について、使用者が労働者に損害賠償を請求することは禁止されていません(昭22.9.13 発基17)

しかし、次のような観点に基づいた最高裁判例から、全額を労働者に賠償させるのは難しく、過去の裁判例をみると事案ごとにバラバラですが、労働者の負担割合については、**全損害額の2~4割程度**が多いようです。

- ①使用者が労働者に損害発生の可能性のある労働をさせて利益を得ているのに、発生した損害のすべてを労働者に賠償させるのは公正さを欠く
- ②使用者は危険の発生を防止する広範な権限を持っている一方、労働者は与えられた職場環境や作業条件の中で働かざるを得ないこと
- ③使用者は保険加入等の措置をとることによりリスク回避が可能であるのに、労働者はそのような立場にない

【茨城石炭商事事件(最高裁一小 昭51.7.8)】

「使用者がその事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り、または使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者はその事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防もしくは損失の分散についての使用者の配慮の程度、その他諸般の事情に照らし、**損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度**において、被用者に対し損害の賠償、求償を請求することができる。」

また、損害額を給料から一方的に天引きすること(=賃金との相殺)は、労基法第24条の賃金の「全額払い」の原則に反するので許されません(日本勧業経済会事件 最高裁大法廷 昭36.5.31)

ただし、労働者の同意を得て行われ、その同意が労働者の自由意思に基づく場合には違反しません。(日新製鋼事件 最高裁二小 平2.11.26)

以上のように、労働者が会社に損害を与えた場合であっても、その原因が過労であったり、従業員への教育指導が不十分など、労働者の重過失とは言えないような素因がある場合には、損害賠償請求に制限があることに注意が必要です。損害を一部負担させる場合には、自由意思に基づく同意を得たこと、合意内容を証明できるよう書面で必ず残しておきましょう！

